

「地域自殺対策計画」策定・見直しの手引き  
～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～  
令和5年6月厚生労働省

一部抜粋

地域自殺対策計画の見直しを行う流れ

1. 全庁的に計画の見直しを行うための意思決定を行う

「いのち支える自殺対策推進本部」などの体制において、計画の見直し作業を全庁的な取組として実施することの意思決定を行う。

2. 地域自殺対策計画の位置づけを整理する

地域自殺対策計画と総合計画等との関係性を明らかにするとともに、見直し時期等についての調整を図る。

3. 各事業について、これまでの推進状況を整理する

地域自殺対策計画策定時以降のすべての年度の「確認シート」などを活用し、計画に記載された各事業について、現在及び現在に至るまでの推進状況を整理する。

4. 各事業の推進・達成状況等を総合的に評価する

各事業の推進・達成状況を整理した上で、各事業や事業群を「結果」と「プロセス」の両面から総合的に評価する。

5. 計画の事業を加除整理する

各事業や事業群に対する総合的な評価を踏まえ、事業について「そのまま継続」、「変更して継続」、「削除（もしくは中止）」、「新規追加」等を検討する。

6. 見直し後の計画に記載する事業について関係部署と協議する

見直し後計画に記載する事業の候補が揃ったら、事業を所管する関係各部署と、各事業の記載の可否や記載する際の具体的な表現等について協議する。